

社会福祉法人 相友会 兼任役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人相友会の兼任役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定で言う兼任役員とは、保育園の職員を兼務する理事及び監事を言う。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(兼任役員の勤務報酬)

第4条 理事長が、理事会以外の日において、法人及び施設の運営の他の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 週平均2日以上または月に4日以上業務に当たる役員に対しては、別表3により月額報酬を支払うことができる。

5 前項に当たる役員に対しては、別表1及び別表2に係る報酬及び実費弁償費並びに第6条に係る報酬支出は、これを行わないものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わない。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務の為出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第8条 本規定の改正は、理事会の議決を待たなければならない。

附則

(実施期日)

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名称	報酬額	実費弁償費
理事会出席報酬費	3,000円	2,000円
評議員会出席報酬額	3,000円	2,000円

別表2

名称	報酬額	実費弁償費
理事長業務報酬費等	3,000円	2,000円
理事業務報酬額	3,000円	2,000円
監事監査指導報酬費	3,000円	2,000円

別表3 (月額)

役員業務報酬	報酬額
週平均5時間未満	10,000円
週平均10時間未満	50,000円
週平均11時間以上	100,000円

別表4 (日額)

報酬額	旅費	宿泊費	その他
10,000円	実費	実費	実費